

認知症対応型共同生活介護事業所の運営規定
グループホームうららびより関 運営規定

(事業の目的)

第1条 (株)アートジャパンナガヤ設計が開設する、グループホーム うららびより関 (以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護の事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者及び計画作成担当者(以下「介護従事者等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の介護事業者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム うららびより関
- ② 所在地 岐阜県関市倉知 1726

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員) 管理者は事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
介護従業者 ユニットごとに、早番1名 日勤1名 遅番1名 夜勤1名
計画作成担当者 ユニットごとに1名(1名は介護支援専門員)
従業員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。
計画作成担当者は、利用者の介護サービス計画を作成する。

(入所定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

- 27名 (1ユニット9名)

(認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

第6条 1 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に表示される割合に応じた額とする。

- ① 入浴、排泄、食事など介護及び日常生活上の世話
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ 療養上の世話
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 夜間ケア
- 2 居室費は、1,000円・1,220円・1,380円/日を徴収する。
- 3 食材費は、1,485円/日を徴収する。
- 4 光熱水500円/日・管理費560円/日徴収する。
- 5 レクリエーション費は実費を徴収する。
- 6 理美容代・おむつ代は、実費を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 退所時は、居室の原状回復（クリーニング、クロス張替え、エアコンの掃除等）を徴収する。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 介護事業者等は、利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

- ① 共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他に迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護従業者等は、在宅介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(緊急災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置)

第10条 事業所は、利用者からの苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者を設置し、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制及び手順を作成する。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 1 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容にも含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は㈱アートジャパンナガヤ設計と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和2年 4月 1日から施行する。